

令和6年度 第1回 浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

日時： 令和6年5月16日（木）

14:00～14:50

場所： 浜松市役所本館8階

第5委員会室

次 第

1 開会

2 委員の紹介

3 会長の互選、職務代理者の指名

4 議事

《審議》

(1) (仮称) 浜松市こども計画の策定について (こども若者政策課)

ア 市町村こども計画の概要について

イ (仮称) 浜松市こども計画の策定に係るアンケート調査結果について

《報告》

(1) 令和5年度 浜松市児童相談所の相談統計について (児童相談所)

(2) 令和5年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計について (子育て支援課)

(3) 浜松市立幼保連携型認定こども園条例について (幼保運営課)

(4) 令和6年4月保育所等利用待機児童数について (幼保支援課)

5 閉会

配付資料（当日配布）

- ・ 子ども・子育てに関するニーズ調査結果
- ・ 子どもの生活実態調査（子どもの貧困に関する調査）結果
- ・ 若者支援に関するアンケート調査結果
- ・ 少子化に関するアンケート調査結果
- ・ 第2期浜松市子ども・若者支援プラン（令和6年度改訂版）

第1回 児童福祉専門分科会

令和6年5月16日（木）

14:00～14:50

浜松市役所本館8階 第5委員会室

令和6年度

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿（五十音順）

No.	所属団体	役職	氏名	フリガナ
1	浜松市立幼稚園PTA連絡協議会	副会長	渥美 美帆	アツミ ミホ
2	聖隷クリストファー大学	准教授	泉谷 朋子	イズミヤ トモコ
3	浜松市母子寡婦福祉会	会長	梅沢 智子	ウメザワ トモコ
4	浜松市私立幼稚園協会	会長	大塚 文俊	オオツカ フミトシ
5	浜松市人権擁護委員連絡協議会		岡本 孝子	オカモト タカコ
6	浜松市民生委員児童委員協議会	副会長	澤木 達治	サワキ タツジ
7	浜松市青少年健全育成会連絡協議会	理事	鈴木 隆幸	スズキ タカユキ
8	浜松民間保育園長会	副会長	延本 寿	ノブモト ヒサシ
9	一般社団法人 浜松市医師会		村山 恵子	ムラヤマ ケイコ
10	浜松商工会議所	女性会会長	山本 泰子	ヤマモト ヒロコ

令和6年度

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 事務局名簿

No.	所属		役職	氏名	フリガナ
1	こども家庭部		部長	吉積 慶太	ヨシツミ ケイタ
2		こども若者政策課	課長	園田 俊士	ソノダ シュンシ
3			課長補佐	藤井 孝文	フジイ タカフミ
4			青少年育成センター所長	足立 敏久	アダチ トシヒサ
5			管理・育成グループ長	鈴木 良法	スズキ ヨシノリ
6			子育て支援課	次長兼課長	小山 東男
7		家庭支援担当課長		仲谷 美樹	ナカタニ ミキ
8		課長補佐		佐藤 智香	サトウ チカ
9		児童相談所	参与兼所長	鈴木 勝	スズキ マサル
10			所長補佐	池田 健人	イケダ タケヒト
11		幼保支援課	参事兼課長	井川 宜彦	イワリ タカヒコ
12			課長補佐	金原 正剛	キンハラ マサタケ
13		幼保運営課	課長	大橋 泰仁	オオハシ ヤスヒト
14			課長補佐	渡邊 仁	ワタナベ ジン
15	健康福祉部	健康増進課	課長	渥美 雅人	アツミ マサト
16	学校教育部	教育総務課	学校・地域連携担当課長	鈴木 健一郎	スズキ ケンイチロウ
17			児童会管理グループ長	鈴木 亨	スズキ トオル
18		教育支援課	課長	南瀬 悦司	ナンセ エツジ

（仮称）浜松市こども計画の策定について

こども家庭部 こども若者政策課

1 市町村こども計画の概要について

（１）趣旨

令和５年４月１日施行の「こども基本法」に基づき、令和７年３月を目途に市町村こども計画を策定するにあたり、地方版子ども・子育て会議の位置づけとして、児童福祉専門分科会に諮っていく。

こども基本法や市町村こども計画、計画策定スケジュールについて説明するもの。

（２）こども基本法

令和５年４月１日、次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」が施行された。

ア こども大綱（こども基本法第９条）

こども基本法の基本的施策の一つとして、こども大綱（こども政策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱）の策定が国に義務付けられた。

こども大綱はこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ一元化されることとなった。

イ 市町村子ども計画（こども基本法第１０条）

市町村はこども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画策定に努めることとされている。

また、市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・市町村子ども若者計画（子ども・若者育成支援推進法第９条）
- ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

ウ こども等の意見の反映（こども基本法第１１条）

こども施策の策定、実施、評価をするにあたっては、施策の対象となるこどもや、こどもを養育する者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと定められている。

(3) スケジュール

		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地方創生特別委員会			●調査結果報告 (5/15)		●計画素案説明		●計画案説明		●ハ°ﾌﾟｺﾑ案説明			●R5点検・評価 現ﾌﾟﾗﾝ総括 ハ°ﾌﾟｺﾑ結果 説明	
児童福祉専門分科会			●調査結果報告 (5/16)		●計画素案説明 (7月下旬)		●計画案説明 (9月中旬)		●ハ°ﾌﾟｺﾑ案説明			●R5点検・評価 現ﾌﾟﾗﾝ総括 ハ°ﾌﾟｺﾑ結果 説明	
区協議会									●ハ°ﾌﾟｺﾑ配付				
事務局	浜松市こども計画策定		計画素案の作成 → 骨子、施策体系等の検討			計画案の作成、修正			ハ°ﾌﾟｺﾑ「市の考え方」作成 ・計画最終案の作成、修正				
	パブリック・コメント						ハ°ﾌﾟｺﾑ準備		意見検討			●検討結果、 市の考え方 公表	
	こどもの意見聴取関係		●こども版市長へのご意見箱専用用紙設置(4/30) ●フリーボード設置(計画策定の意見募集・4/30～6月下旬)			関係機関等への聴き取り							
	現プラン評価					調査 修正・調整		点検・評価				総括	

2 (仮称)浜松市こども計画の策定に係るアンケート調査結果について(別紙参照)

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査
- (2) 子どもの生活実態調査
- (3) 若者支援に関するアンケート調査
- (4) 少子化に関する調査

イ (仮称) 浜松市こども計画の策定に係るアンケート調査結果について

こども家庭部 こども若者政策課

1 調査の概要 (令和5年度)

調査名	(1)子ども・子育てに関するニーズ調査	(2)子どもの生活実態調査
調査の目的	「(仮称) 浜松市こども計画」を作成するにあたり、教育・保育及び子ども・子育て支援事業並びに若者支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握する	主に「子どもの貧困対策」の施策の基礎資料とすることを目的に、家庭の経済状況や子どもの生活状況等を把握する
調査期間	令和6年1月24日～2月13日	令和6年1月1日～1月25日
調査対象	・就学前児童の保護者 3,000人 ・小学生の保護者 2,000人	・小学校5年生とその保護者 2,500世帯 ・中学校2年生とその保護者 2,500世帯 ・16～17歳の児童とその保護者 2,500世帯
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	民間の事業者へ委託 対象者に調査票を郵送、回収された調査票を集計し、「浜松市こども計画」に反映させるため分析	①保護者用と②子ども用の調査票を同封して対象世帯に発送。返信用封筒により①②の調査票を合わせて回収。保護者と子どもの回答を紐づけて分析
有効回答数	・就学前児童保護者 1,060件 (34.3%) ・小学生保護者 745件 (36.0%) 【合計】 1,805件 (36.1%)	・小学校5年生 1,206件 (48.2%) ・中学校2年生 1,058件 (42.3%) ※小学校5年生か中学校2年生の選択がされていない回答 28件 ・16～17歳 853件 (34.1%) 【合計】 3,145件 (41.9%)
主な調査項目	・子育て支援施策の利用実態と評価 ・子育て環境の実態把握 ・職場の両立支援制度の利用状況 【調査設問数】 - 就学前児童保護者 78問 - 就学児童保護者 37問	・保護者の経済状況などが子どもの生活等に与える影響 ・保護者が抱える困りごと ・子どもの貧困による課題等の把握 【調査設問数】 保護者 31問、小・中 26問、16～17歳 30問
	(就学前児童保護者) ・子育ての人的環境 ・保護者の就労状況 ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ・地域の子育て支援事業の利用状況 ・平日以外の教育・保育事業の利用意向 ・職場の両立支援制度 (就学児童保護者) ・子育ての人的環境 ・保護者の就労状況 ・放課後児童会 ・子育て環境や支援の満足度	(保護者) ・自身と世帯のこと ・お子さんの両親 ・家計の状況 ・お子さんとの関わりやお子さんの将来 ・子育ての悩みや子育て支援の制度(子ども) ・自身のこと ・健康や食事のこと ・ふだんの生活のこと ・学校生活や勉強、仕事のこと ・ふだん感じていること (支援者(アンケートを実施)) ・活動(支援)の内容 ・関わりのある家庭や子どもの特徴や課題

調査名	(3) 若者支援に関するアンケート調査	(4) 少子化に関する調査
調査の目的	「（仮称）浜松市こども計画」を作成するにあたり、浜松市に居住または通勤・通学する若者等の、「若者が利用できる支援機関の認知度」及び「居場所に対するニーズ」を把握する	出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに関する意識や関心についてのアンケート調査を実施することで、実情を把握し、より効果的な少子化対策の在り方と施策の検討資料として活用する
調査期間	令和6年3月10日～3月24日	令和6年1月17日～2月4日
調査対象	SNS若者相談事業の利用者	18歳から49歳までの浜松市民 4,000人
抽出方法	LINE公式アカウント「わかものライン相談@浜松市」の友だち登録者に対し調査を依頼	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	「令和5年度SNS相談利用者アンケート」（ウェブ調査）に含めて実施	民間の事業者に委託 対象者に調査票を郵送し、二次元コードよりインターネット回答
有効回答数	56件	977件（24.4%）
主な調査項目	・若者が利用できる支援機関等の認知度 ・若者の居場所 【調査設問数】11問	・未婚者の結婚観について ・妊娠・出産・子育てについて ・浜松市の子育て支援施策などについて 【調査設問数】48問
	・知っている支援機関等 ・居場所の有無 （居場所「有」と回答した場合） ・行きはじめたきっかけ、理由 ・行くようになって変わったこと ・居場所に望むこと （居場所「無」と回答した場合） ・居場所「無」の理由 ・行ってみたくなる居場所	・結婚願望の有無 ・結婚相手に求める条件 ・結婚相手を探すときにあればよい機会 ・理想とする子供の人数と願望 ・配偶者を含めた出産の有無 ・子供をほしがらない理由 ・妊娠中に困ったことや不安感の内容 ・産後の困ったことや不安感の内容 ・子育て中の困ったことや不安感の有無 ・浜松市の子育て支援施策の評価 ・子育てがしやすい環境 ・仕事と子育て両立にあればよいと思うこと ・市から発信される結婚や子育て支援情報を入手しやすい手法 ・少子化対策に有効な取組

2 調査を受けた考察

(1) 子ども・子育てに関するニーズ調査

ニーズ調査の結果を基に、プランの主要施策である、子ども・子育て支援法で定める重点的に取り組む15事業について、以下のとおり考察する。

ア 就学前における教育・保育の提供

NO.	事業名	内容
1	認定こども園（2・3号）、保育所	- 定期的にご利用したいと考える事業は、「幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能）」が54.3%と最も多く、「認定こども園（保育園機能）」38.3%、「保育園」32.0%となっている。 「小規模保育事業」5.3%、「事業所内保育事業」2.9%、「認証保育所」2.6%、「事業所内保育施設」1.4%などの保育機能の利用希望はいずれも前回調査と比較して増加している。
	認定こども園（1号）、幼稚園	
2	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）	【考察】 多様なニーズに対応した、教育・保育環境の整備が求められていると推察される。

イ 地域子ども・子育て支援事業

NO.	事業名	内容
1	(1) 基本型利用者支援事業（保育サービスセンター）	- 利用希望調査では、浜松市子育て情報サイトぴっぴが72.4%と前回調査の75.6%から3.2ポイント減となっているが、子育てに関する情報のニーズが高い状況が継続している。 【考察】 - 保護者が幅広く子育てに関する情報提供を希望している。 - 保育サービス相談員を有効活用し、適切な支援をワンストップで行う相談体制が求められているものと推察される。
	(2) 母子保健型利用者支援事業（こども家庭センター）	- 利用希望調査では、浜松市子育て情報サイトぴっぴが72.4%で最も多く、親子ひろば46.0%、妊婦健康診査事業44.7%の順となっている。 【考察】 - 前回調査と比較して、子育て支援に関する事業認知度が低くなっている事業もある。 - こども家庭センターにおいて、妊娠・出産から子育てまで、ライフステージに応じた丁寧な情報提供をしていくことが重要である。

NO.	事業名	内容
2	時間外保育事業 (延長保育事業等)	・ 平日の定期的な教育・保育の利用時間・利用希望時間は、「8 時間」が最も多く 23.3%、「9 時間」が 18.5%、「10 時間」が 14.4%と続いている。 ・ 前回調査でのボリュームゾーンは「8 時間」15.7%、「6 時間」13.5%、「7 時間」13.4%であり、利用希望時間が長時間化している傾向にある。 【考察】 ・ <u>引き続き利用者ニーズに対応していく必要がある。</u>
3	放課後児童健全育成事業	・ 就学前児童保護者を対象とした利用希望調査では、小学校低学年（1～3 年生）の希望は 48.9%と前回調査より 9.7 ポイント増加、小学校高学年（4～6 年生）の希望は 17.6%と前回調査より 4.5 ポイント減少した。 ・ 就学児童保護者のうち、放課後児童会を利用していない保護者においても、平日週 4 日以上の利用希望が 5.0%、平日週 1～3 日の利用希望が 8.0%あった。 【考察】 ・ 保育ニーズの増加が放課後児童会の利用希望増加に繋がるものと考えられる。 ・ <u>放課後の子供の居場所づくりについては潜在的な利用希望も考慮した中で対応する必要がある。</u>
4	子育て短期支援事業	・ 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで子供を家族以外に預ける必要について、「ある（利用したい）」が 10.5%と前回に比べて 4.6 ポイント減少している一方で、利用したい場合の理由として「保護者の家族の育児疲れ・不安」が 71.3%で最も多く、続いて「保護者や家族の病気」が 67.6%となっている。 ・ 必要な泊数は 7 泊以内が 7 割以上である一方、8 泊以上の長期利用の希望もある。 【考察】 ・ <u>引き続き利用者ニーズに対応していく必要がある。</u>
5	乳児家庭全戸訪問事業	・ ニーズ調査に含まれない事業であるが、引き続き<u>全戸訪問を目標として必要な量の確保に努める。</u>
6	(1) 養育支援訪問事業	・ ニーズ調査に含まれない事業であるが、<u>適切な養育訪問支援員の確保に努める。</u>
	(2) 子どもを守るネットワーク機能強化事業	・ ニーズ調査に含まれない事業であるが、<u>現状を踏まえ引き続きネットワーク機能強化に努める。</u>
7	地域子育て支援拠点事業	・ 利用希望調査では「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 61.9%と最も多く、前回に比べ 3.1 ポイント増加している。 【考察】 ・ <u>保育園等の入所率の上昇に伴い、ニーズ量は落ち着いてきていると考える。</u> ・ 今後は、<u>メニューを充実し利用者のニーズに応えていく。</u>

NO.	事業名	内容
8	(1) 一般型・余裕活用型一時預かり事業	・利用状況調査では「利用していない」が 86.0%と最も多く、前回調査の 83.0%から 3 ポイント増加しており、その理由として「特に利用する必要がない」が 70.1%と最も多く、前回調査の 65.7%から 4.4 ポイント増加している。 ・利用希望調査では、「利用したいと思う」が 43.9%と前回調査の 39.4%から 4.5 ポイント増加しており、利用目的は、「私用、リフレッシュ目的」が 84.3%と最も多く、前回調査の 60.1%から 24.2 ポイント増加している。 【考察】 ・保育所の整備を進め、入所児童数が増加していることから、<u>就労理由による利用ニーズは減少</u>しているが、<u>私用やリフレッシュ目的での一定のニーズは継続</u>すると推察される。
	(2) 幼稚園型一時預かり事業	・利用状況調査では「定期的利用」7.7%と「不定期利用」8.1%を合わせて 15.8%であり、前回調査の「定期的利用」5.6%と「不定期利用」10.4%を合わせた 16.0%とほぼ同率であった。 ・利用希望調査でも「定期的な利用希望」20.2%は前回調査の 22.2%から 2 ポイント減少しているものの大きな変化はない。 【考察】 ・今後も<u>一定のニーズは継続</u>すると推察される。
9	病児保育事業	・利用希望調査では「できれば利用したい」が 36.0%で前回調査の 34.9%から 1.1 ポイント増加し、「利用したいと思わない」が 62.4%で前回調査の 64.5%から 2.1 ポイント減少している。 【考察】 ・今後も、<u>ニーズは微増</u>していくと推察される。
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	・利用状況調査では、幼稚園の一時預かり 8.1%（前回 10.4%）や一時預かり（一時保育）4.0%（前回 3.4%）と比べると、ファミリー・サポート・センターは 0.7%（前回 0.7%）と低い傾向にある。 【考察】 ・他の事業に比べ利用状況が低いのは、サービスを提供する会員が少ないことが要因のひとつと推察されるため、<u>今後も会員確保に努めていく必要がある。</u>
11	妊婦健康診査事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、実績をもとに<u>必要な量の確保に努めていく。</u>
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ<u>適切に事業を推進</u>していく。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	・ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ<u>適切に事業を推進</u>していく。

<自由意見> 以下の内容について意見が寄せられた（子どもからの意見）。

内容	件数	内容	件数	内容	件数
遊び場や居場所	68	通学や通学路	18	部活	8
学校生活	41	放課後児童会	14	その他	32
学校施設	18	学校給食	11		

(2) 子どもの生活実態調査

世帯の経済状況（生活困窮群・困窮予備群・一般群）や世帯の構成状況（ひとり親群・ふたり親群）により、子どもの生活状況にどのような影響が生じているかを把握するため、保護者用調査と子ども用調査を紐づけて分析を行った。また、各調査票の末尾に市政に対する自由意見欄を設け、保護者・子どもからの意見の把握を行った。

ア 子どもの状況

分類	内容
学習・教育	・小5、中2の「授業の理解度」は、困窮度が高いほど「わかる」と回答する割合が低い。 ・世帯構成別にみると、ふたり親世帯では60.7%が「わかる」と回答したのに対し、ひとり親世帯では41.6%と19.1ポイントの差が見られたが、16～17歳では理解度の傾向に大きな差は見られなかった。 ・16～17歳の子どもの「だれかに相談したいこと」では、「進学・進路のこと」が31.3%と高くなっており、他の項目と比べ突出している。 【考察】 ・小学校や中学校は、様々な家庭の子どもで構成されいる一方、高校（16～17歳）では入学の際に進学先を選択できるため、理解度の差が少ないと推察されるが、<u>16～17歳で「進学・進路のこと」を悩んでいることから、相談できる体制整備が求められる。</u>
健康・生活習慣	・体調が悪い時に「すぐに病院に行く」や「薬を飲んだり使ったりする」の割合に、家庭状況による大きな差は見られないが、困窮群やひとり親群では、朝食の欠食の多さや就寝時間の遅さ、遅刻を経験した割合が高い傾向がみられる。 【考察】 ・医療機関への受診に大きな差がみられなかったことは、医療費助成が一定の効果を果たしていると考えられ、<u>子どもへの健康への支援は継続して実施することが必要と考える。</u> ・<u>生活習慣</u>に関しては助言できる環境整備が必要であるが、家庭内の考え方や保護者の生活サイクルも影響していると考えられ、<u>行政による関与が難しい面がある。</u>
社会性・将来の自立	・「がんばれば良いことがあると思うか」の設問では、小中は困窮判定別で差がないのに対し、16～17歳では、全体で「あまり思わない」「思わない」を合わせて13.9%であるところ、困窮群のみでは24.3%と高い割合であった。 【考察】 ・<u>年齢が上がるにつれ思い通りにいかない経験をし、将来への希望を持てない子どもがいることは課題である。</u> ・<u>家庭の経済的状況の影響が少なくなるよう考慮しなくてはならない。</u>
勤労状況 (16～17歳のみ)	・10%ほどの子どもが就労していると回答があり、稼いだお金の用途は「友達と遊ぶ費用」「趣味のための費用」が高く、「家計の足し」「進学のための費用」などは10%未満となった。 【考察】 ・結果からは<u>子どもの家計に対する負担の割合が低く出ているが、16～17歳の回答率が低い</u>ため、本調査へ回答する時間の確保や回答への家族の理解を得にくい状況があると推察され、<u>すべての実態は把握できていないことに注意が必要である。</u>

<自由意見> 以下の内容について意見が寄せられた。

(小5・中2の子ども)

内容	件数	内容	件数
施設	195	浜松市について	64
学校	184	通学路、交通手段	43
お金	139	いじめ	38
環境、防犯、防災	102	先生	36
夢、進学、職業	98	学習支援	26
子どもの居場所	69	その他	289

(16～17歳の子ども)

内容	件数	内容	件数
自習室、居場所	77	お金	19
施設	60	先生	8
通学路、交通手段	60	環境、防犯、防災	5
浜松市について	47	その他	52
進学、職業	32		
学校	21		

イ 保護者の状況

分類	内容
家庭の経済的困窮の状況	・過去 1 年間で「生活費が不足して、親族や金融機関からお金を借りた」経験があると答えた保護者は、小中では 5.3%、16～17 歳では 7.0%いた。 ・小 5・中 2 の保護者では、子どもの将来のために「貯蓄したいが、できていない」と答えた割合が、全体では 28.8%であったのに対し、困窮群（61.1%）、予備群（56.3%）、ひとり親群（55.6%）では高い傾向にある。 ・子どもにお小遣いを渡すこと、習い事や学習塾の利用が「経済的にできない」と答えた保護者の割合も同様の傾向が見られた。 【考察】 ・生活費の不足から、子どもへの支出ができない状況があり、手当による支給だけでなく、子どもへの直接的支援として、習い事支援等で貧困対策を講ずる必要がある。
就労と子育ての両立	・困窮群で「複数の仕事をしている」、「休職中」の割合が高く、「正社員・正規社員」の割合が低い傾向にあり、母親の帰宅時間については、ふたり親の場合「18 時より前」の割合が高いが、ひとり親の場合、帰宅時間が遅くなる傾向が見られる。 【考察】 ・帰宅時間に表れているとおり、ふたり親群では、主に母親は子育てを優先して仕事量を調整していると推測される。 ・ひとり親群では、雇用形態・帰宅時間などから、困窮しないために子育てより就労を優先せざるを得ない傾向がみられ、両立への支援や親不在時の子どものケアが必要である。
保護者の孤立・悩み支援・サービスの活用状況	・「身近な相談相手がいるか」の設問では、困窮するほど「いない」と答える割合が高く、孤立していることが伺える。 ・保護者が抱える子どもに関する悩みとしては、どの年代でも、どの困窮判定別でも「進学・進路」の割合が高く、各種支援制度については、「利用の手続きがわからない」や「制度を知らない」の割合が 10%を超えるものがあつた。 【考察】 ・孤立を防ぐため、相談窓口などの支援制度の周知強化が必要である。 ・学習面での相談支援の実施に合わせ、奨学金や就学資金等の貸付制度の充実が求められていると推察される。
居場所等に対するニーズ	・居場所の利用ニーズは困窮群で高く、特に学習支援への期待が高い。 ・小中と 16～17 歳を比較すると、場所だけの提供に小中が 33.5%のニーズがあるのに対し、16～17 歳は 15.4%と 18.1 ポイント低く、年代により居場所等への期待の種類が違うことがわかる。 【考察】 ・小 5・中 2 では大人の目が届く子どもの居場所として期待が大きいのに対し、16～17 歳では、困窮する世帯が居場所の提供だけでなく、食事や学習指導、食料品の提供を求めている、年代ごとにニーズを踏まえた支援を検討する必要がある。

<自由意見> 以下の内容について意見が寄せられた。

(小 5・中 2 の保護者)

内容	件数	内容	件数
子育て支援全般	162	相談支援	31
教育費	129	施設	28
学校、教育	127	学童保育等	26
子どもの居場所	67	ひとり親	25
医療費	49	安心安全な地域	24
家庭環境等	46	児童手当	14
不登校、障がい	45	いじめ	4
学習支援	34	その他	133

(16～17 歳の保護者)

内容	件数	内容	件数
子育て支援全般	70	児童手当	7
教育費	42	ひとり親	5
学校、教育	29	安心安全な地域	4
相談支援	21	施設	4
子どもの居場所	15	学習支援	3
医療費	11	いじめ	1
家庭環境等	10	その他	62
不登校、障がい	10		

(3) 若者支援に関するアンケート調査

若者が利用できる支援機関の認知度及び居場所に対するニーズの把握を行った。

分類	内容
若者が利用できる支援機関等の認知度	・若者が利用できる各種支援機関は、若者の SOS を受け止める場として有用であり、若者自身への周知が持続的に図られていることが重要である。 ・SNS 相談の利用を望む若者を対象に絞って行った本調査では、若者が利用できる支援機関等を「どれも知らない」と回答した若者の割合は 30.4%に上り、全国調査（※1）における同割合より 15 ポイント上回った。 【考察】 ・相談を望む若者が相談窓口を認知していない状況への対策として、<u>若者の悩みに柔軟に応じる場を構築し、必要な支援につなげていく伴走体制の整備が必要と考える。</u>
居場所に対するニーズ	・本調査において、家（普段寝起きをしている場所）以外にここに居たいと感じる場所が「ある」と回答した若者は 48.2%で、全国調査（※2）における同割合を 13.4 ポイント下回った。 ・ここに居たいと感じる場所が「ない」と回答した若者（51.8%）はその理由として、「そういった場所の情報がない、存在を知らない」（44.8%）、「安心できる人、知っている人がいない」（37.9%）を挙げた。 【考察】 ・若者が安全で安心して過ごせる場は、そこで過ごす時間、出会う人など全てが次の一歩を踏み出すための成長の糧となり得る場であることが望ましい。 ・若者がここに居たいと思える居場所づくりが急務であるが、その場を居場所と感じるかどうかは若者本人が決めるものであり、若者一人一人に寄り添い、その主体性を大切に<u>して多様な居場所を展開していくことが必要と考える。</u>

※1…子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和 5 年 3 月）内閣府政策統括官（政策調整担当）

調査対象：15 歳～39 歳

※2…子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書（令和 5 年 3 月）内閣官房子ども家庭庁設立準備室

調査対象：おおむね 30 歳まで（※13 歳～30 歳の結果を比較対象として抜粋）

(4) 少子化に関する調査

より効果的な少子化対策のため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに関して調査、分析を行った。

ア 未婚者の結婚観について

分類	内容
結婚願望	- 結婚願望の割合は、「したいと思っている」(36.4%)、と「できればしたいと思っている」(43.0%)を合わせると79.4%で、令和3年の前回調査より10.7ポイント増加している。 【考察】 - 結婚願望があるにもかかわらず、希望する結婚がかなっていない方たちには、<u>個人のニーズに対応した支援が必要</u>と考える。
結婚への不安感	- 結婚願望がある方で、結婚に対する不安なことは、「経済的な不安」(64.4%)が最も多く、次いで「パートナーとの相性」(53.0%)、「仕事と家庭の両立」(46.3%)、「子育てに対する負担感」(40.9%)の順となっている。 - 女性に比べ男性は、経済的な不安の割合が高く、女性は仕事と家庭の両立や子育てに対する負担感の割合が高い。 【考察】 - 収入や雇用が安定しない非正規の雇用形態や、近年の物価高の影響により、<u>経済的な不安が結婚を躊躇する要因の一つとなっていると推察される。</u> - 女性は、結婚や出産によりキャリアが分断されてしまうことや、<u>子育てが女性に偏る状況を解消しなければ、女性の結婚への不安感を払拭することは難しい。</u>

イ 妊娠・出産・子育てについて

分類	内容
理想とする子供の人数	- 理想とする子供の人数は「2人」が51.9%で最も多く、以下「3人」(25.9%)、「1人」(6.2%)の順で、「0人」は5.7%であった。 - こどもを欲しがらない人は、29歳以下で9.5%と、他の年代より高い。 - 理想の人数が叶わない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が50.8%で半数を占め、「年齢が高いから」が34.7%となっている。 【考察】 - 子育てで家庭が負担感を抱えている現状から、若い世代が<u>結婚や子育てにネガティブなイメージを持っていると推察される。</u> - 結婚に対する不安と同様に、子育てに対しても<u>経済的な不安が子どもをあきらめる理由にならないよう、経済的な支援が必要である。</u> - 年齢が高いことが理由で子どもをあきらめることがないよう、<u>晩婚化への対策が必要である。</u>

子育て中の困ったことや不安感	・女性で、子育て中に困りごとや不安をいつも感じた人の割合は26.9%で、男性より5.1ポイント高い。 ・困りごとや不安の内容は、「子供の発育や発達」が49.2%で最も高く、次いで「自分の時間がとれない」（46.6%）、「リフレッシュしたいときに預けられない」（39.8%）であった。 【考察】 ・女性の困りごとや不安感を解消できるように、<u>固定的な性別役割分担意識を無くし、男性が積極的に家事や育児に参加できる環境を整える必要がある。</u> ・核家族化が進行し、親の負担感が増えるとともに、<u>子育ての孤立感から「子供の発育や発達」に不安感を持つ家庭が多く、時間的な余裕もないと推察される。</u> ・身近な場所でサポートを受けることができ、全ての子育て家庭が安心してこどもを産み育てられ、自己実現ができる環境が求められている。
----------------	--

ウ 浜松市の子育て支援施策などについて

分類	内容
子育て支援施策への評価	・浜松市の子育て支援施策により子育てがしやすくなったと「思う」（12.3%）と、「どちらかと思う」（49.9%）を合わせた評価している人の割合は62.2%であった。 【考察】 ・本市においても様々な子育て支援策を実施しており、他都市より充実した施策があるが、全ての子育て家庭が情報を把握しているわけではない。 ・<u>制度があっても使われない状況を回避し、支援を必要としている方にサービスを届けるためには、情報発信や広報活動に力を入れていく必要がある。</u>

令和５年度 浜松市児童相談所の相談統計について

１ 相談種類別対応件数

令和５年度の相談対応件数は 2,486 件で、令和４年度の 2,777 件と比べ 291 件の減でした。また、種類別にみると、障害相談が 1,417 件(57.0%)と最も多く、次いで養護相談の虐待が 761 件(30.6%)、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)が 193 件(7.8%)でした。

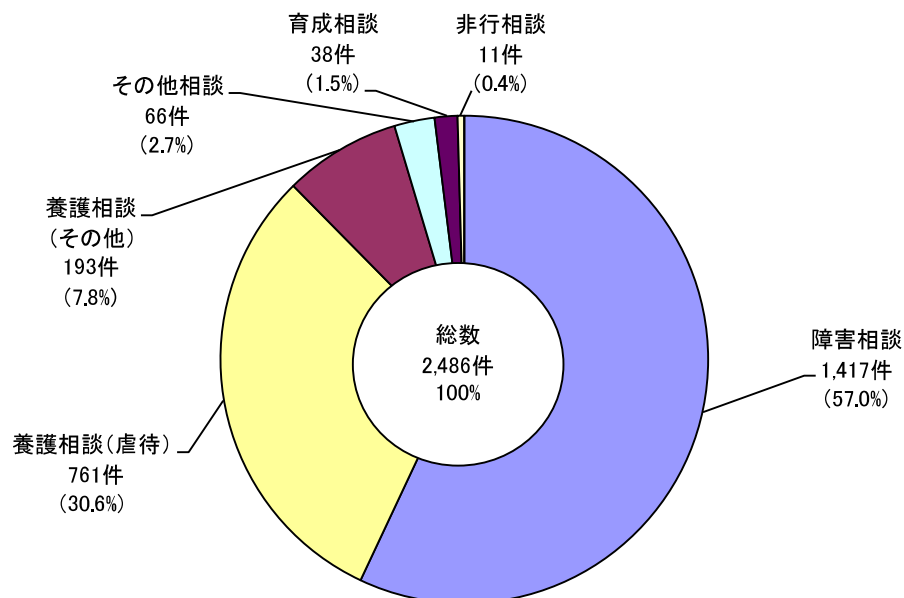
【表１】

(単位: 件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R 5 年度	761	193	0	1,417	11	38	66	2,486
R 4 年度	872	210	0	1,488	12	61	134	2,777
増 減	△111	△17	0	△71	△1	△23	△68	△291

【図１】

令和5年度相談種類別対応件数



2 虐待対応の状況

(1) 虐待対応件数の推移

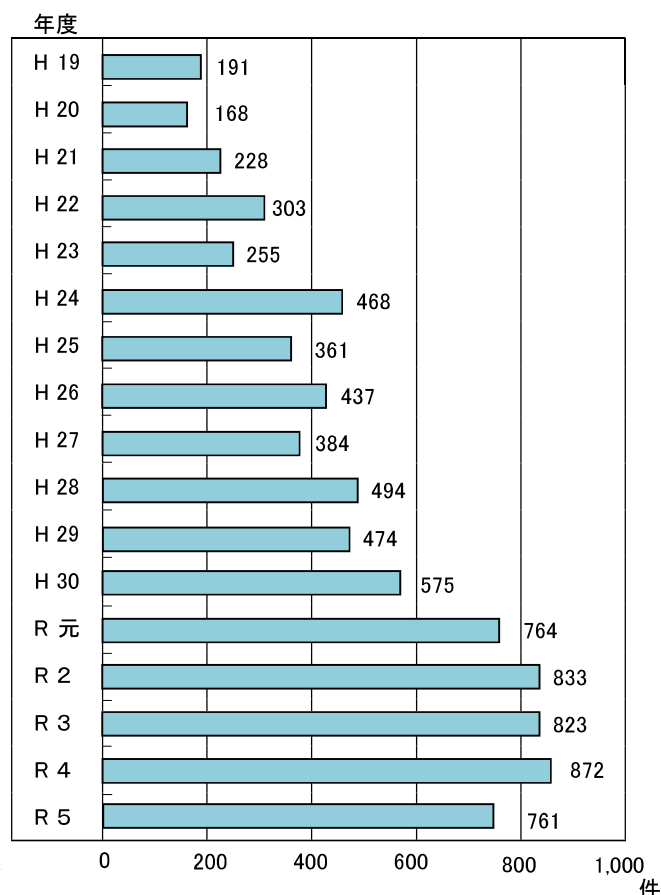
令和5年度の虐待対応件数は761件で、前年度に比べ111件の減でした。

【表2】

(単位:件)

	全 国	静岡県	浜松市
H 19 年度	40,639	871	191
H 20 年度	42,664	872	168
H 21 年度	44,211	1,107	228
H 22 年度	56,384	1,383	303
H 23 年度	59,919	1,435	255
H 24 年度	66,701	1,641	468
H 25 年度	73,802	1,725	361
H 26 年度	88,931	2,132	437
H 27 年度	103,286	2,205	384
H 28 年度	122,575	2,496	494
H 29 年度	133,778	2,368	474
H 30 年度	159,838	2,911	575
R 元 年度	193,780	3,461	764
R 2 年度	205,044	3,930	833
R 3 年度	207,660	3,717	823
R 4 年度	219,170	3,708	872
R 5 年度	集計中	集計中	761

【図2】浜松市児童相談所における虐待対応件数の推移



※ 静岡県には政令市(静岡市、浜松市の件数)を含む。

※ 令和4年度全国数値は速報値による。

(2) 虐待対応の経路

虐待対応の相談経路では、警察が342件と最も多く、次いで近隣・知人が159件の順でした。

【表3】

(単位:件)

	管外児童相談所	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R 5 年度	41	40	342	18	67	65	159	29	761
R 4 年度	83	43	310	15	77	94	184	66	872
増 減	△42	△3	32	3	△10	△29	△25	△37	△111

(3) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、心理的虐待が 458 件(60.2%)と多く、次いで身体的虐待が 182 件(23.9%)、ネグレクトが 107 件(14.1%)、性的虐待が 14 件(1.8%)でした。

【表 4】

(単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R 5 年度	182 (23.9%)	458 (60.2%)	107 (14.1%)	14 (1.8%)	761 (100%)
R 4 年度	229 (26.3%)	464 (53.2%)	150 (17.2%)	29 (3.3%)	872 (100%)
増 減	△47	△6	△43	△15	△111

(4) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 270 件(35.5%)、3 歳未満が 232 件(30.5%)、中学生が 119 件(15.6%)、3 歳から学齢前までが 91 件(12.0%)の順でした。

【表 5】

(単位:件)

	0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R 5 年度	232 (30.5%)	91 (12.0%)	270 (35.5%)	119 (15.6%)	49 (6.4%)	761 (100%)
R 4 年度	162 (18.6%)	164 (18.8%)	345 (39.6%)	132 (15.1%)	69 (7.9%)	872 (100%)
増 減	70	△73	△75	△13	△20	△111

(5) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 384 件(50.5%)、次いで実父の 312 件(41.0%)でした。

【表 6】

(単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R 5 年度	384 (50.5%)	312 (41.0%)	2 (0.3%)	58 (7.6%)	5 (0.7%)	761 (100%)
R 4 年度	460 (52.8%)	347 (39.8%)	1 (0.1%)	51 (5.8%)	13 (1.5%)	872 (100%)
増 減	△76	△35	1	7	△8	△111

- 3 - ※構成比は合計が 100%にならない場合があります。

(6) 対応種類別件数

最も多いのは継続指導の 626 件であり、全体の 82.3%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 123 件(16.2%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる 指導	児童 相談所の 継続指導	児童福祉 施設入所 措置	家庭児童 相談室の 継続指導	里親等 委託	その他	計
R 5 年度	123 (16.2%)	626 (82.3%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	5 (0.7%)	5 (0.7%)	761 (100%)
R 4 年度	153 (17.5%)	705 (80.9%)	5 (0.6%)	6 (0.7%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	872 (100%)
増 減	△30	△79	△4	△5	3	4	△111

※構成比は合計が 100%にならない場合があります。

3 一時保護の状況

一時保護は、虐待、保護者の不在等による緊急保護や行動観察等が必要な場合に行われます。

一時保護所での一時保護は 105 件、延日数 4,902 日で、その内、虐待による件数は 73 件でした。

また、一時保護所以外に里親、児童養護施設などで一時保護する一時保護委託は 81 件、延日数 1,866 日で、その内、虐待による件数は 49 件でした。

【表 8】

(単位:件/日)

			虐 待	その他	計	平均日数
R 5 年度	一時保護所	件数	73	32	105	
		延日数	3, 973	929	4, 902	46.7
	一時保護委託	件数	49	32	81	
		延日数	1, 119	747	1, 866	23.0
	計	件数	122	64	186	
		延日数	5, 092	1, 676	6, 768	36.4
R 4 年度	一時保護所	件数	106	38	144	
		延日数	4, 802	1, 131	5, 933	41.2
	一時保護委託	件数	57	43	100	
		延日数	1, 516	725	2, 241	22.4
	計	件数	163	81	244	
		延日数	6, 318	1, 856	8, 174	33.5
増 減		件数	△41	△17	△58	
		延日数	△1, 226	△180	△1, 406	2.9

令和５年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計 （児童相談・女性相談）について

１ 浜松市家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、厚生事務次官通知（発児第 92 号昭和 39 年 4 月 22 日「家庭児童相談室の設置運営について」）に基づき、福祉事務所に家庭児童相談室が設置されている。

家庭児童相談室は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条の子ども虐待に係る通告の受理機関であると共に、児童福祉法第 25 条の要保護児童通告の受理機関である。また、婦人保護事業における女性相談にも応じている。

２ 相談種類別対応件数

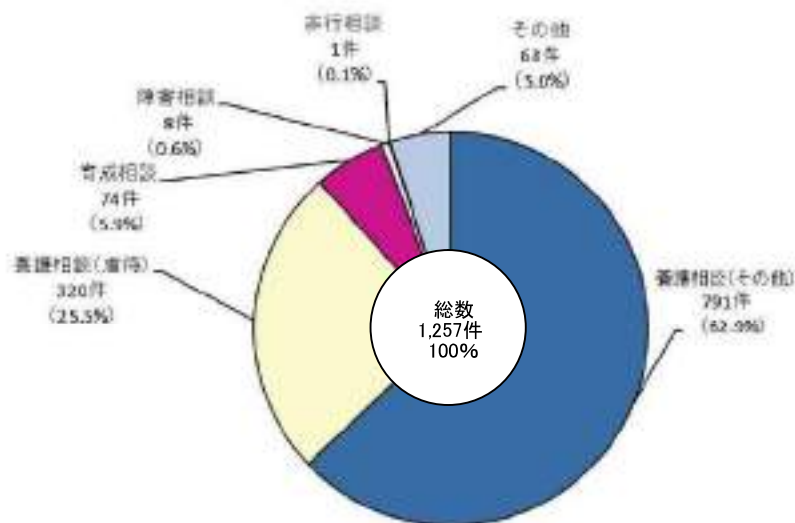
令和５年度の相談対応件数は 1,257 件で、令和４年度の 1,217 件と比べ、40 件の増でした。また、種類別にみると、養護相談のその他（保護者の病気等による養育困難などの相談）791 件（62.9％）を除くと、養護相談の虐待が 320 件（25.5％）と最も多く、次いで育成相談 74 件（5.9％）でした。

【表 1】

（単位：件）

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R5年度	320	791	0	8	1	74	63	1,257
R4年度	332	665	2	10	1	88	119	1,217
増 減	△12	126	△2	△2	0	△14	△56	40

【図 1】



3 虐待対応の状況

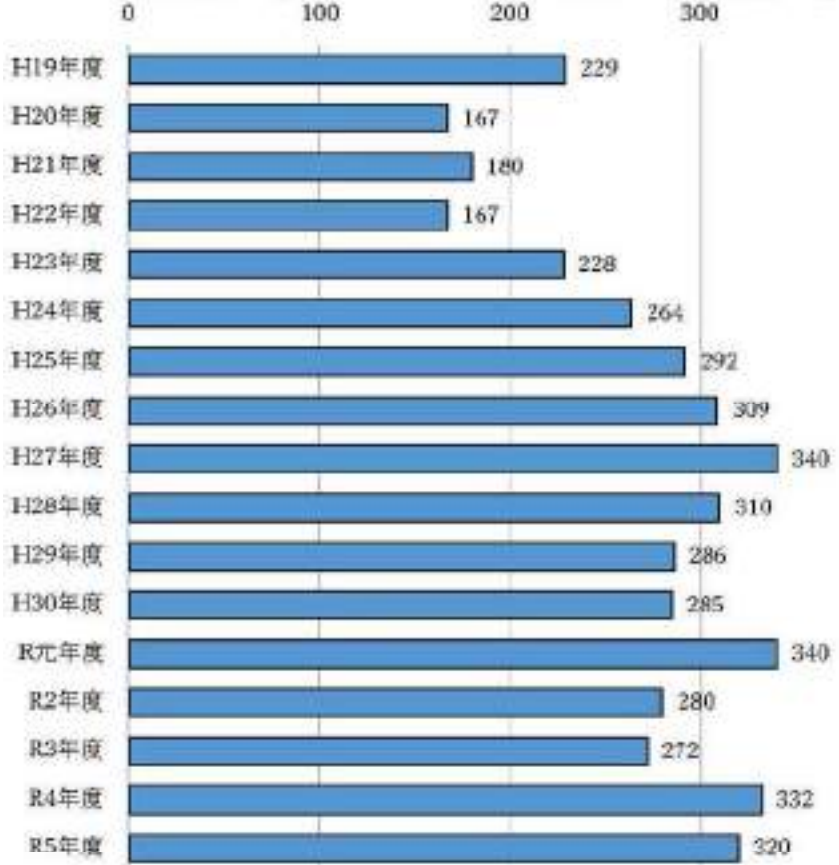
(1) 虐待対応件数の推移

令和5年度の虐待対応件数は320件で、前年度に比べ12件の減でした。

【表2】 (単位:件)

	家庭児童相談室
H19年度	229
H20年度	167
H21年度	180
H22年度	167
H23年度	228
H24年度	264
H25年度	292
H26年度	309
H27年度	340
H28年度	310
H29年度	286
H30年度	285
R元年度	340
R2年度	280
R3年度	272
R4年度	332
R5年度	320

【図2】 家庭児童相談室における虐待対応件数の推移（浜松市）



(2) 虐待対応の経路

虐待対応の相談経路では、福祉事務所が69件と最も多く、次いで学校等が66件の順でした。

(単位:件)

【表3】

	児童相談所	福祉事務所	保健センター	保育所・認定こども園	医療機関	学校等	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R5年度	11	69	35	24	16	66	0	31	17	51	320
R4年度	4	54	33	26	17	79	3	48	34	34	332
増減	7	15	2	△2	△1	△13	△3	△17	△17	17	△12

(3) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、身体的虐待が 139 件(43.4%)と多く、次いでネグレクトが 91 件(28.4%)、心理的虐待が 90 件(28.1%)でした。

【表 4】

(単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R5年度	139 (43.5%)	90 (28.1%)	91 (28.4%)	0 (0%)	320 (100.0%)
R4年度	128 (38.6%)	105 (31.6%)	96 (28.9%)	3 (0.9%)	332 (100.0%)
増 減	11	△15	△5	△3	△12

(4) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 112 件 (35.0%)、3 歳から学齢前が 102 件 (31.9%)、3 歳未満が 72 件(22.5%)、中学生が 31 件(9.7%)の順でした。

【表 5】

(単位:件)

	0 歳 ～ 3 歳未満	3 歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R5年度	72 (22.5%)	102 (31.9%)	112 (35.0%)	31 (9.7%)	3 (0.9%)	320 (100.0%)
R4年度	67 (20.2%)	108 (32.5%)	121 (36.5%)	24 (7.2%)	12 (3.6%)	332 (100.0%)
増 減	5	△6	△9	7	△9	△12

(5) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 207 件(64.7%)、次いで実父の 86 件(26.9%)でした。

【表 6】

(単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R5年度	207 (64.7%)	86 (26.9%)	1 (0.3%)	15 (4.7%)	11 (3.4%)	320 (100.0%)
R4年度	204 (61.5%)	104 (31.3%)	0 (0%)	14 (4.2%)	10 (3.0%)	332 (100.0%)
増 減	3	△18	1	1	1	△12

(6) 対応種別件数

最も多いのは継続指導の 211 件で全体の 65.9%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 81 件(25.3%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる 指導	家庭児童 相談室の 継続指導	他機関 あっせん等	児童相談所 送致	計
R5年度	81 (25.3%)	211 (65.9%)	8 (2.5%)	20 (6.3%)	320 (100.0%)
R4年度	126 (38.0%)	179 (53.9%)	1 (0.3%)	26 (7.8%)	332 (100.0%)
増 減	△45	32	7	△6	△12

4 女性相談の状況

(1) 女性相談件数の推移

令和 5 年度の女性相談件数は 826 件で、そのうち DV*相談は 320 件でした。

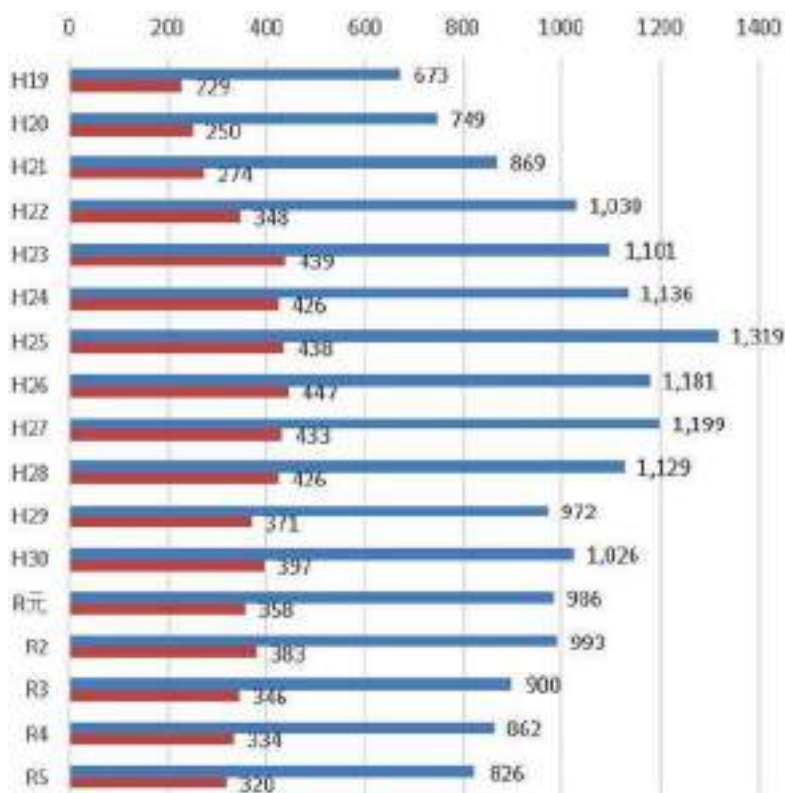
*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に基づく配偶者(離婚後及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む)からの暴力家庭児童相談室における女性相談件数の推移(浜松市)

【表 8】

(単位:件)

	女性相談件数	
		(内訳)DV
H19	673	229
H20	749	250
H21	869	274
H22	1,030	348
H23	1,101	439
H24	1,136	426
H25	1,319	438
H26	1,181	447
H27	1,199	433
H28	1,129	426
H29	972	371
H30	1,026	397
R 元	986	358
R2	993	383
R3	900	346
R4	862	334
R5	826	320

【図 3】 女性相談件数、(内訳 DV) の推移 (浜松市)



【報告】浜松市立幼保連携型認定こども園条例について

こども家庭部 幼保運営課

1 概要

令和6年2月19日から3月19日まで実施したパブリック・コメントの実施結果を踏まえ、浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)を以下のとおり修正し、令和6年9月議会に上程するもの(令和6年10月公布、令和7年4月施行)。

2 パブリック・コメント実施結果

- (1) 意見提出者数 52人・48団体
- (2) 意見数 101件(提案6件、要望53件、質問42件)
- (3) 案に対する反映度 案の修正 9件、今後の参考 8件、
盛り込み済 0件、その他 84件
- (4) 意見の傾向・市の考え方
 - ・第1条の設置に関する意見が約4割を占め、市立園の認定こども園化に慎重な意見や私立園への影響に対する配慮を求める意見が多数あった一方で、佐鳴台以外の地域へも認定こども園を設置することを希望する意見もみられた。
 - ・第5条の定員に関して、幼稚園機能の定員の考え方や幼稚園機能の利用者の募集(入園方法)に関する意見が多く、認定こども園化を進めるにあたり地域の状況を踏まえたうえで、私立園の状況を考慮して設定することに加えて、新規入園児の募集の実施等についても検討する必要がある。
 - ・案の修正点について具体的に提案している意見は少ないが、市立幼稚園や市立保育園と同様の水準にするため、次のとおり案を修正する予定である。

3 条例案の修正箇所

- ① 第1条(設置)について、幼保連携型認定こども園の施設の役割を追記
- ② 規則において、1号認定子ども(幼稚園機能)の休業日の内容を、市立幼稚園と同様に明記
- ③ 規則において、利用の申し込みについて、入園の承諾に係る内容を明記
- ④ 規則において、1号認定子ども(幼稚園機能)の預かり保育料(使用料)について、市立幼稚園と同様の水準に変更
- ⑤ 定員について、規則において1号認定子ども(幼稚園機能)及び2・3号認定子ども(保育所機能)の内訳を記載
※佐鳴台こども園の定員：146人(幼稚園機能6人、保育所機能140人)

※案の修正に関する意見9件に対して、修正箇所は上記の5箇所

※修正内容の詳細は別紙のとおり

原案（修正前）		修正後
浜松市立幼児保連携型認定こども園条例（案） 【修正箇所１】 （設置） 第１条 市は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１２条の規定に基づき、幼児保連携型認定こども園（同法第２条第７項に規定する幼児保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する。 第２条～第１１条 略 浜松市立幼児保連携型認定こども園条例施行規則（案） 【修正箇所２】 第１条～第６条 略 （休業日） 第７条 幼児保連携型認定こども園の１号認定子どもにおける休業日は、前条の他に、市長が別に定める。 【修正箇所３】 （利用の申込み） 第８条 幼児保連携型認定こども園を利用しようとする者の保護者は、市長に利用の申込みをし、その承諾を得なければならない。	浜松市立幼児保連携型認定こども園条例（案） 【修正箇所１】 （設置） 第１条 市は、 <u>小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１２条の規定に基づき、幼児保連携型認定こども園（同法第２条第７項に規定する幼児保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する。</u> 第２条～第１１条 略 浜松市立幼児保連携型認定こども園条例施行規則（案） 【修正箇所２】 第１条～第６条 略 （休業日） 第７条 幼児保連携型認定こども園の１号認定子どもにおける休業日は、 <u>次のとおりとする。</u> <u>(1)市長が別に定める期間において園長が定める学年始休園日、夏季休園日、冬季休園日及び学年末休園日</u> <u>(2)前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める日</u> 【修正箇所３】 （利用の申込み） 第８条 幼児保連携型認定こども園を利用しようとする１号認定子どもの保護者は、 <u>入園願（第●号様式）を市長に提出しなければならない。</u> ２ 市長は、前項の規定により入園願の提出があった場合において、当該幼児の入園が可能と判断したときは、当該幼児の入園を承諾するものとする。 ３ 幼児保連携型認定こども園を利用しようとする法第１９条第２号及び同条第３号に掲げる小学校就学前子ども（以下「２・３号認定子ども」という。）の保護者は、 <u>市長に利用の申込みをし、その承諾を得なければならない。</u>	

原案（修正前）		修正後	
【修正箇所 4】 （使用料） 第9条 条例第7条第2号及び第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）条例第3条第2号に掲げる事業のうち、法第7条第10項第5号に掲げる事業及び子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業に限る。） 次の表に定める額		【修正箇所 4】 （使用料） 第9条 条例第7条第2号及び第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）条例第3条第2号に掲げる事業のうち、法第7条第10項第5号に掲げる事業及び法第59条第10号に掲げる一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業に限る。） 次の表に定める額	
区分	金額（1回につき）	区分	金額（1回につき）
別表第2における開所時間の始期から教育時間の始期まで	円 100	別表第2における開所時間の始期から教育時間の始期まで	円 100
別表第2における教育時間の終期から午後4時30分まで	150	別表第2における教育時間の終期から午後4時30分まで	150
午後4時30分から別表第2における開所時間の終期まで	100	午後4時30分から午後5時30分まで	100
		午後5時30分から別表第2における開所時間の終期まで	100
(2)～(3) 略 第10条、附則 略		(2)～(3) 略 第10条、附則 略	
【修正箇所 5】 別表第1（第2条関係）		【修正箇所 5】 別表第1（第2条関係）	
名称	定員	名称	定員
浜松市立佐鳴台こども園	146人	浜松市立佐鳴台こども園	146人
別表第2（第3条関係） 略		別表第2（第3条関係） 略	
		内訳	
		1号認定子ども	2・3号認定子ども
		6人	140人

浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和6年2月から3月にかけて実施しました浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民52人・48団体から101件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「浜松市立幼保連携型認定こども園条例」を策定し、令和7年4月からの実施を予定しています。今後とも、本市の幼児教育・保育に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和6年5月

浜松市こども家庭部幼保運営課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL 053-457-2117

FAX 053-457-2039

Eメールアドレス

u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和6年2月19日から令和6年3月19日まで		
【意見提出者数】	52人・48団体		
【意見数内訳】	101件 (提案 6件、要望 53件、質問 42件)		
【提出方法】	持参(0) 郵便(0) 電子メール(39) FAX(18) 地域分科会(44)		
【案に対する反映度】	案の修正	9件	今後の参考 8件
	盛り込み済	0件	その他 84件

目次

第1条	設置(意見数39件)	1ページ
第2条	名称及び位置(意見数8件)	9ページ
第3条	事業(意見数11件)	10ページ
第4条	利用者の範囲(意見数1件)	12ページ
第5条	定員(意見数13件)	12ページ
第6条	休園日及び開園時間(意見数3件)	15ページ
第7条	使用料(意見数3件)	16ページ
第8条	使用料の減免(意見数0件)	17ページ
第9条	使用料の不還付(意見数0件)	17ページ
第10条	損害賠償の義務(意見数0件)	17ページ
第11条	委任(意見数7件)	17ページ
その他	(意見数16件)	19ページ

第1条 設置（39件）

提案 1	「市は、就学前の子どもに関する教育、保育等」のあとに「その保護者に対する子育て支援を行う」を入れてはどうか。公立の施設であるため、役割を明示した方が良いと考える。
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）」の一部を修正いたします。

第1条の記述を次のように修正し、施設の役割を明記していきます。

《修正内容》

[修正前]

（設置）

第1条 市は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する。

[修正後]

（設置）

第1条 市は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する。

要望 1	政令指定都市20都市をみても、公立幼稚園と公立保育園が約80園あるのは浜松市のみである。どの都市も廃止や民営化を実施済みまたは、実施を検討している。市内の私立幼稚園・認定こども園への移行でいいのではないかと考える。市の財政・少子化を考えると、新たに新設するのは如何なものかと思う。もっと各団体との意見交換をし、現状を把握していただきたい。
要望 2	浜名区細江町には、公立幼稚園が多いけれど園児数を考えると、一学年10人いないところがあり、認定こども園化しても人数が集まるのか疑問である。私立の認定こども園や保育園が複数あり、今ある施設を活かした考えを進めていくことが重要である。幼稚園についても、私立幼稚園があるので、認定こども園を公立で進めるメリットがない。
要望 3	浜松市立佐鳴台こども園は、1号認定子どもも受け入れる施設であるので、以下の理由により、その設置に反対します。 （1）佐鳴台を中心とする地区には公立の1号認定こども受入れ施設に対する需要がないこと 現在の佐鳴台保育園が所在する佐鳴台地区に隣接する蜷塚、広沢、山手などの周辺地区は人口減少と少子化が進んでいます。特に2022年度を境に園児数が減少し、私立園は、このままでは定員の半数を確保するのも難しい状況です。一方で、佐鳴台地区は、園児数が数年先まで60人

程と比較的減少が少なく、私立園にとっては園児募集の重要な地区となっています。

現在の佐鳴台地域の0～5歳児各年齢別総数と現在の中学校の各学年生徒数を比較するとほぼ同数であり、この傾向が続くとすれば今後も佐鳴台地域の未就学児の数は各年齢60人程度と横ばい又は多少の減少と推測されます。佐鳴台地域は、多くの私立園が園バスを出しており、令和4年度は私立園が佐鳴台地区の未就学児総数188人のうち66人をカバーしています。また、私立園は、園バスのほか、預かり保育や駐車場の確保(行事等も含む)が十分されており、これらの数字からも、「佐鳴台こども園」が1号認定こどもを募集する必要はないと考えられます。

(2) 公立の1号認定こども受入れ施設の設置は民業圧迫であり、近隣園の存続を危機にさらすこと

私立園は人口減と少子化の影響で定員割れの状況が続き、経営は困難に直面しています。このような状況で、佐鳴台保育園が認定こども園に移行し、1号認定子どもを募集することは、私立園の経営を圧迫することになります。この地域は、すでに3つの私立幼稚園が閉園又は募集を停止しています。独自の教育方針と特色ある教育実践によりこれまで浜松市の幼児教育の大きな部分を担ってきた私立園が閉園に追い込まれるリスクは回避すべきです。

(3) 財政規律に反すること

財政の健全性維持の見地からは民で対応できるところは民に任せ、民ではできないところを公で行うことが鉄則です。佐鳴台地区の1号子どもの受入れについては私立園が十分その役割を果たしているので、財政的見地からも公立があえて新たに参入する必要はありません。

(4) 認定こども園の多様化を進めるべきであること

保育園を認定こども園に移行することについては、1号認定こどもを受入れない保育所型認定こども園であれば異議を唱えるものではありません。公私立を問わず母体となる保育園や幼稚園の置かれた状況は様々に異なるので、その状況に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型を選択できるようにするべきです。認定こども園を幼保連携型に限ったうえで、これまで保育園だった施設を認定こども園にする際には1号認定こどもを受入れざるを得ないとするのは、あまりに機械的で硬直した方針と言わざるをえません。

(5) これまでの市の方針に反すること

昨年(2023年)5月31日に浜松市より示された「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針(案)」のパブリック・コメント実施結果によれば、「4基本方針(1)提供体制の確保「集団での学び」の充実を図るため、規模適正化に努めます。」と「6(3)認定こども園化」と「7(3)私立園との連携」において、「少子化が進む中、市立園の園児減少対策は私立園の運営に影響を与えることとなる。」「認定こども園化にあたっては、保護者のニーズや私立園への影響のほか、対象となる園とも十分協議したうえで検討を進める」「方針に基づき施策を進める際には、運営コストや私立園への影響についても十分考慮する。」という市の考え方が記載されています。ですが、現時点では人口

	動態と地域の実情、私立園への影響等について、市と対象となる全ての私立園との十分な協議もされていません。地域の全ての子どもたちにより良い保育環境を提供するためには、きちんと数値化し検証したうえで、対象となる全ての私立園とこども園化の定員設定等について十分協議していただきたいと考えています。 公立の役割を明確化し、公立でなければならないことは公立で、私立でできることは私立で幼児教育を担わせていただくようお願いします。
要望4	浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）に反対します。理由は以下の通りです。 ・官が民を圧迫することに他なりません。 ・莫大な市民の税金が投入され、区の再編の時のように血税を投入してまで新たな保育施設が必要か否かを市民に問わなければおかしい。 ・以前は、私立とも十分に協議してとのことでしたが、協議の場があったことを存じ上げませんので不信感を持っています。 ・激しい少子化と待機児童対策で保育施設の乱立を推進した結果、民間の施設で定員を満たしていない施設が多くあります。それでも施設を必要とする感覚は一般企業にはあり得ません。 ・保育施設は増やすほどにさらなる保育士不足を招き質の低下に繋がるのが目に見えます。昨今の不適切保育の大きな要因にはこういう事態も起因しているのではないのでしょうか。 ・官が本来すべきことは、子ども達を受け入れる施設を増やすことではなく、大切な乳幼児期に家族が充実した時間を過ごすことに重点を置くべきです。民間では、こうした方向性を打ち出すことは困難ですが、官でこそ施策等を整えることで本当の意味で幸せな家庭を形成する一助となるはずです。少子化対策として働く家庭を支えるという施策ではなく、幸せな家庭を形成するお手伝いや子育てが楽しい、子育てを通じて親も子も成長するということを支える事こそ、浜松市が行うべき子育て支援だと考えます。
質問1	人件費も含め国や県の補助が入らない市の公立園運営に対し、都市部の園において「民間が出来ることは民間で」と民間活力を取り入れず、公立園を民間化しない理由を教えて欲しい
質問2	少子化に伴い施設数を減らすように聞こえるが、認定こども園化する利点を改めて教えてほしい。

【市の考え方】その他

市立の認定こども園を新たに設置（新設）することは想定しておらず、市立幼稚園や市立保育所の統廃合を進めることや既存園の機能強化を前提に認定こども園化を計画しています。

また、市立の就学前施設については、幼児教育・保育の保障の面からセーフティネットとしての役割が重要であり、一定数の市立施設は必要であると考えています。

さらに、認定こども園の必要性や利点について、保育園は、保護者の就労状況等、保育の要件を満たさなければ、利用することができませんが、幼稚園機能の定員の空きがあれば、保護者が仕事を辞めた場合も通い入れた園を継続して利用できることで、子ども達に対してもメリットは大きいと考えています。

また、認定こども園化する施設や定員の設定については、「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、地域の実情や保護者などのニーズ、保護者への影響などを踏まえた上で、私立園に及ぼす影響などを考慮し、検討してまいります。

要望 5	こども園を創設する理由として待機児童の有無及び将来にわたっての地域の需要がどの程度見込まれているのか。人口が減少している浜松市において市立のこども園を創設する根拠を、要する費用（建設費や賃借料、人件費）とともにマスメディアを通じて広く発信するべきではないか。
要望 6	公立の認定こども園をなぜ今作るのかの必要性を条例の前文に入れてほしい。
要望 7	佐鳴台保育園が令和7年度から公立として初めての「認定こども園」になるにあたり子供たちにとって安心して過ごせる居心地の良いところにしてほしい。

【市の考え方】その他

認定こども園化の必要性や考え方については、方針に記載しているため、原案のとおりとします。

幼保連携型認定こども園の設置に係る費用については、市議会における予算案の審議過程において公表されています。認定こども園化にあたっては、建設費等の歳出だけでなく、統廃合に伴う人件費等のコストの減少も考慮して進めています。

子ども達が安全に生活でき、保護者が安心して子どもを預けられる施設として、必要な情報の発信や周知に努めてまいります。

要望 8	佐鳴台こども園を保育所型でなく、幼保連携型に移行する理由を明記してほしい。
要望 9	第1条に、こども園への移行に際しての市の意気込みのような文を加えてほしい（なぜ幼保連携型にしたのか、何を大切にしていくか等）。

【市の考え方】その他

幼保連携型認定こども園は、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業を実施する施設で、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を実施していくことから、原案のとおりとします。

この幼保連携型認定こども園については、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において普及に取り組むことが望ましいとされており、また、職員は幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方の資格が必要であるなどの高い水準が求められる施設であることから、本市では幼保連携型認定こども園を設置し、職員配置や機能の充実を図ってまいります。

要望 10	待機児童が0人である現状を踏まえれば、「児童発達支援センター」等の療育支援を充実させたほうがいいのではないか。
要望 11	公立の幼保一体化も大切であるが、現在、発達に問題を抱えて支援を必要とする子どもたちが増えている。 支援を必要とする子ども達が、施設が少なく、適切な療育、支援を受けられない子どももいると思います。 ですので、今一度本当に、公立の認定こども園化が必要なのか考え、療育施設の充実を図っていただきたい。
要望 12	意見としては、認定こども園化しなくても良いと思う。今、発達支援が必要な子ども達の施設が少なく、すぐに通いたくても通えない状況があるため、発達支援学校などの施設にできると良いと思う。または、発達支援級と幼稚園が統合し、必要な時には行き来できるような施設ができると良いと思う。
要望 13	最近の公立幼稚園は、今のニーズに合わないと思う。かなりの少人数でも、やっている所があるが、税金がもったいないと思う。 もう何年もいわれているのに、なぜまだ数人の園でもやっているのか分からない。早急に、町内で1ヶ所以内にまとめて、発達支援の施設にするなど、必要な所に私達の大切な税金を使っていただきたい。
要望 14	人数の少ない公立幼稚園、保育園は別の施設と変えていくことで需要が高まると思う。例えば、今は発達に遅れのある子どもが増えているが、どこの施設もいっぱい入れない状況である。 そこで、地域にこのような施設があれば、困っている保護者の相談に対応したり、子どものサポートをしたりしていただきやすいと思う。
要望 15	現在、発達支援が必要とされる子どもが多くなっている。子どもの人数が減って運営が難しい公立園を、発達支援の施設にすると良い。
要望 16	私立の幼稚園や認定こども園はたくさんあるため、公立の認定こども園は必要ないのではないか。子どもの数は年々減っているので、発達支援の施設や平行通園できる施設の設置が今必要なのではないか。

【市の考え方】その他

支援を必要とする子どもの受け入れについては、現在においても、市立や私立を問わず、認定こども園や保育園等で実施しており、市立の認定こども園においても引き続き受け入れを行っていく方針です。

児童発達支援に係る施設との複合化には、認定こども園に新たな機能を整備する必要があるため、現在は予定をしておりますが、設置に対するご要望については、関係課へ情報提供を図ってまいります。

要望 17	佐鳴台こども園が孤立しないよう、当面は、他の公立保育園 19 園と同様の体制としていただきたい。
------------------	--

【市の考え方】その他

認定こども園へ移行した場合も、保育所機能は市立保育所と、幼稚園機能は市立幼稚園と同様の体制で職員研修等を実施してまいります。

要望 18	当該園だけでなく、本課が協力して準備を進め、佐鳴台こども園職員が安心してスタートできるようにしてほしい。
要望 19	園で働く保育士をはじめ、職員が安心して保育業務を遂行できるようにしてほしい。他の保育園と違う業務もあると思うが、仕事量が増大しないようにしてほしい。
要望 20	これから認定こども園化の準備を進めるにあたり、他都市における公立の認定こども園の現状や問題点などの情報を入手把握し（視察等も必要だと思う）、認定こども園の模範となるような園にしてほしい。

【市の考え方】その他

本市で初めての市立の認定こども園であり、設置に向けて、他都市の情報収集に努めるとともに、勤務する職員に対する説明や研修等の機会を設定してまいります。

要望 21	他の市立保育所も幼保連携型認定こども園化して、たくさん子ども達を受け入れる体制を作っていただきたい。
質問 3	認定こども園を設置することに対して、多くの賛同があった場合、市立の認定こども園化をどんどん広げていくのか。もしくはある程度の目安があるのか。現在の考え方について教えてほしい。
質問 4	今回は、市立の佐鳴台保育園の認定こども園への移行とあるが、今後、全市の園の移行を検討しているのか。また移行後の職員は充足できるのか。

【市の考え方】その他

認定こども園の今後の設置については、効果や課題をしっかりと検証し、近隣の私立園への影響も考慮しながら方向性を検討してまいります。

職員については、幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持っている必要がありますが、現時点でも多くの職員が双方を所有しているため、問題はないと考えます。

要望 22	佐鳴台こども園の設置に関して異論はないが、その他の地域について、計画を粛々と進めるのではなく、私立園との連携も方針にはあるので、意見をしっかりと聞き、うまく連携を取るようお願いします。
------------------	--

【市の考え方】その他

地域の私立園に対して、丁寧な説明、意見の聴取を進めてまいります。

要望 23	市立の幼保連携型の認定こども園化には賛成だが、入園児数や規模を考えると統廃合が関係してくる。中山間地域での実情を踏まえて検討していただきたい。
要望 24	規模の適正化ありきで教育施設の設置を進めていくと、浜松市の中心部以外は更なる過疎化が進んでしまう。少人数でも教育はその地域で適正に行うのがいいと考える。園児数が多い園から少ない園に通えるようにするといった施策なども検討いただきたい。

【市の考え方】 その他

中山間地域など園児数が少ない園に対するご意見として承ります。

質問 5	幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園との違いは何か。
---------	--------------------------------

【市の考え方】 その他

幼保連携型認定こども園は、それぞれ認可された幼稚園と保育園の機能を併せ持つ一体型の施設で、幼稚園型認定こども園は、認可された幼稚園に認可外の保育園の機能が付加された施設です。

質問 6	佐鳴台保育園が認定こども園となり、移転・新築をしてスタートするところがあるが、他の園も移行する際には移転・新築をするのか。移転・新築ができない場合、認定こども園が広がらないのではないのか。
---------	--

【市の考え方】 その他

方針の4 基本方針の（3）施設の整備の②「統廃合などに合わせ、効率的・効果的な整備方法を検討します」の2つ目の項目に「既存施設の活用を優先しますが、統廃合や認定こども園化に伴い必要性が生じた場合には、移転・新設を検討します。」とあるとおり、認定こども園化する場合、基本的には既存園の機能強化を第一に考えています。

ただし、施設の老朽化や設備が足りない場合など、移転・新築が合理的と判断した場合は、移転・新築も選択肢の一つになるものと考えています。

質問 7	私立の保育園・幼稚園が多く設置されている中で、市立の統廃合等をどのように考えているのか。
---------	--

【市の考え方】 その他

現在、市内には、市立の幼稚園は60園、保育園は20園あり、私立の幼稚園、保育園及び認定こども園は150園程度ある状況です。

市立幼稚園については、急速に小規模化が進んでおり、今後、ますます少子化が進行する中で、幼稚園・保育園の規模適正化の観点から認定こども園化は一つの選択肢になると考えています。

質問 8	少子化により幼稚園教諭が余剰した場合、市立園の職員を民間に派遣するなど、民間と連携した運営をするような考えはあるか。
---------	--

【市の考え方】その他

民間の施設へ職員を派遣することは計画しておらず、職員配置基準に基づいて適切な人数を配置しており、今後も同様に対応してまいります。

質問 9	認定こども園化について、国から促進するよう指示があり、佐鳴台保育園を認定こども園へ移行するのか
---------	---

【市の考え方】その他

国から認定こども園化を図るよう、指示を受け、実施するものではなく、方針に基づいて、浜松市が市立の認定こども園を設置してまいります。

質問 10	令和3年度の包括外部監査で指摘を受けてから令和5年6月に方針を策定するまで、どのような手続きをとってきたか。
----------	--

【市の考え方】その他

包括外部監査を受けて、令和4年度に方針策定に関する検討会を5回開催しています。令和5年2月から3月にかけて方針のパブリック・コメントを実施しています。その後、5月に市の考え方を示し、6月から方針を施行しております。

質問 11	令和4年度の検討会の中で、私立幼稚園協会や民間保育園長会からどのような意見の聴取をしたか。
----------	---

質問 12	私立園との意見交換等を行っているのか。
----------	---------------------

【市の考え方】その他

浜松市私立幼稚園協会、浜松民間保育園長会から有識者として検討会に参加していただきました。また、私立の幼稚園、保育園等に通っている児童の保護者や職員にアンケートを令和4年度に実施しております。

アンケート結果も踏まえ、パブリック・コメントを実施し、総合的に検討した上で方針を策定しております。

また、近隣の私立園については、各園を訪問して説明しています。

質問 13	幼稚園に保育園機能をもたせるために、必要な認可基準や国の基準はあるか。
----------	-------------------------------------

【市の考え方】その他

幼稚園から認定こども園に移行するには、乳児室や調理室などの設備が必要になります。

質問 14	設置にあたっての基準は全国的に統一されたものか、浜松市独自の基準か。
----------	------------------------------------

【市の考え方】その他

「浜松市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」に基づき、設置、運営を行います。浜松市独自の基準ではなく、国の基準に基づくものです。

第2条 名称及び位置（8件）

要望 25	今後、認定こども園を天竜区で行う予定はあるか。私には2歳と4歳の子どもがおり、認定こども園があれば非常に助かると感じている。
要望 26	都会と田舎との地域差も現実問題として考えてほしい。
要望 27	この案に賛成する。ぜひ園児数の減っている地域を率先して進めていただきたい。すぐには設置できない地域は、参考資料の方針7（1）地域性への配慮に記述されているように他園との交流を多く取り入れてほしい。子ども達に集団生活での学びの経験をたくさんしてほしい。
質問 15	浜北地域では今後、認定こども園化が進んでいくのか。
質問 16	浜北地域でも試行的に認定こども園化を実施してみてもどうか。

【市の考え方】その他

浜北地域や天竜区の市立の就学前施設について、保育所がなく、幼稚園のみある状況です。幼稚園を認定こども園化する場合、0歳児から2歳児を受け入れる乳児室や調理室の整備が必要であり、施設の大きな改修を伴います。

また、認定こども園化を拡大することについては、私立園への影響や地域の需給状況やニーズ等を考慮し、慎重に検討する必要があります。

質問 17	「別表のとおりとする」とありますが、今後園が設置されるたびに、別表が公表（更新）されるということか。
----------	--

【市の考え方】その他

施設の追加等があれば、条例を改正し、別表を変更します。

なお、条例の改正にあたっては、市議会の議決が必要になります。

質問 18	佐鳴台保育園を先行して幼保連携型認定こども園に移行させるとした理由は何か。
----------	---------------------------------------

【市の考え方】 その他

方針において、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討することとしています。

佐鳴台保育園については、方針や施設の基準を踏まえ、選定しています。

質問 19	佐鳴台保育園以外に公立のこども園を増やしていく可能性はあるか。
----------	---------------------------------

【市の考え方】 その他

現在、佐鳴台こども園を含めて2園の認定こども園の設置を計画しています。

第3条 事業（11件）

提案 2	病児保育の設定を入れてはどうか。公立の施設であるため、現在設置が進んでいない事業を取り入れるべきと考える。
---------	---

【市の考え方】 その他

第2期浜松市子ども・若者支援プランに基づき、現在、市内の民間施設で定員を確保しており、目標値を達成していることから、原案のとおりとします。

要望 28	預かり保育の日数を増やしてほしい。現在の公立幼稚園において、預かり保育はあるが、夏休み等の長期休暇の際に、毎日預けられるわけではない。しかし、長期休暇期間中、ずっと休暇をとれる仕事は中々ない。そうすると、公立幼稚園に行かせるという選択肢がなくなる。 公立幼稚園の一人一人に合わせて段階を踏み、のびのび過ごしながらもしっかり教育していただけるという、とても素敵な所が中々伝わりにくくなると思う。
要望 29	預かり保育については現在も行われているが、夏休みや冬休みなどに子どもを預けることができず、仕事を休んで対応している若い世代も多いので、検討してほしい。
質問 20	幼稚園の預かり保育について、私立の幼稚園は預かり保育の時間が長く、市立幼稚園の預かり保育の時間が短いと思う。時間が短いので認可外保育などの無償化の利用が上限までは利用できることになっているかと思う。今回の認定こども園ができ、幼稚園機能と保育所機能が一体となることによって園の開く時間が長くなることで延長保育の時間が長くなるのか。認可外保育を無償で利用できるといっても、親からしてみれば一つの園で長く見てもらうほうがありがたいし、便利だと思う。認定こども園の設置による預かり保育の改善について教えてほしい。

【市の考え方】その他

認定こども園の幼稚園機能について、教育時間以外の時間は預かり保育を実施していく予定であり、保育の必要性に応じて、長時間預けることができるよう、機能の強化を図ってまいります。

市立幼稚園の預かり保育の拡充については、規模適正化（統廃合）と合わせて、拠点園を中心に今後検討してまいります。

要望 30	1号認定、2号認定と違いがあってもそれにより子どもが不安になることなく同じ園の子どもとして個々に適切な保育を受け、心身の健やかな成長発達が保障されることを切に望んでいる。
要望 31	認定こども園化にあたり、そこで保育される子ども達が安心して幸せな時間を過ごせるように心砕いてほしい。
要望 32	1号認定、2号認定など関係なく格差なく保育を進めてほしい。また、職員も保育以外の煩雑な仕事におわれることなく、余裕をもって保育にあたるように現場の意見や要望等をしっかり受け止めてほしい。
要望 33	幼稚園・保育園それぞれの良さをいかすための幼保連携型認定こども園と認識している。今後、1号認定の子どもと2号認定の子どもの降園時の対応等、市民も気になると思われる点も、今後の中で市民に公表されていくとよいと思う。子どもはもちろん、保護者も保育教諭も安心してスタートできるようお願いしたい。
質問 21	佐鳴台こども園について、幼稚園定員は計6名で、3～5歳児クラスに2人ずつと伺ったが、6名で何か授業を行うのか。保育園の140名と合わせた形で授業が行われるのか。
質問 22	保育所機能と幼稚園機能を併せ持った認定こども園について、子どもたちが受ける教育のカリキュラムがどうなっていくのか教えてほしい。

【市の考え方】その他

幼稚園機能で入園している6人のみで生活するのではなく、保育所機能で入園している子ども達と一緒に過ごします。

教育時間においては、1号認定や2号認定に関わらず、一体的に教育・保育を行い、教育時間外や土曜日、長期休暇期間中については、保育の必要性に応じて、幼稚園機能の子どもであっても預かり保育を実施し、保育所機能の子どもと同様に預けることができます。

職員と意見交換をしながらスムーズな移行を目指すとともに、利用する児童の保護者に対しても丁寧な説明を心掛けてまいります。

要望 34	保育園になっても教育をしてほしい、幼稚園であつても長い時間みてほしいという声に柔軟に対応できる認定こども園であつてほしい。
------------------	---

【市の考え方】その他

方針の基本的な考え方として、少子化の中でも保育需要が増えており、市立幼稚園や市立保育所を今の社会環境に合った形にしていくことも目的の一つと考えています。その中で、規模を適正化していきながらも、残す園については、機能を充実させていくことが基本と考えており、その機能充実の一つが、今回の認定こども園化であると捉えています。

認定こども園では、教育と保育を一体的に行うため、保育所機能であっても、幼稚園同様に教育を受けることができます。また、幼稚園機能についても、預かり保育の実施により、保育所機能と同様に、子どもを預けることができます。

第4条 利用者の範囲（1件）

質問 23	条例案の解説資料にある「教育・保育給付認定を受ける子どもの認定区分」ごとに職員を配置し、1号認定の子どもの専任の職員を配置するのか。
------------------	--

【市の考え方】その他

佐鳴台こども園の場合は、幼稚園機能の定員を6人としています。実際は、保育所機能の定員140人と一体で教育・保育を行うため、幼稚園機能の専任の保育教諭ということではなく、全体を通して必要な職員数を配置することを予定しています。

第5条 定員（13件）

提案 3	定員について、規則で146人となっているが、1号認定、2号認定、3号認定の内訳を記載しなければ、市民にとって必要な情報が提供されていないことになってしまう。その内訳についても明記すべきである。また、1号認定の定員については、民間と同じ条件である15人までとするべきである（開園2年目から）。それ以上の設定をするのであれば、その理由について明記すべきである。
要望 35	定員146人の内訳(1号・幼稚園部分)を記してほしい。
質問 24	幼稚園定員の年少・年中・年長の定員の内訳がどうなっているのか教えてほしい。

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見を踏まえ、「浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)」に係る「浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(案)」の一部を修正し、幼稚園機能の1号認定子どもと保育所機能の2・3号認定子どもの内訳を明記しています。

歳児別の定員については、運営規程等により市長が別に定めることとしていますが、佐鳴台こども園の幼稚園機能の定員の内訳は、3歳児(年少)2人、4歳児(年中)2人、5歳児(年長)2人を予定しています。

《修正内容》浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

[修正前]

別表第1（第2条関係）

名称	定員
浜松市立佐鳴台こども園	146人

[修正後]

別表第1（第2条関係）

名称	定員	内訳	
		1号認定子ども	2・3号認定子ども
浜松市立佐鳴台こども園	146人	6人	140人

要望 36	1号認定子どもを受け入れない認定こども園とするならば、設置に反対するものではない。
要望 37	浜松市立佐鳴台こども園の定員146人について、「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」の「7 方針運用に当たっての配慮事項」における（3）に私立園との連携が示されており「定員変更や設備整備などにあたっては私立園に及ぼす影響などを考慮する」とされている。 佐鳴台こども園は、保育園からの認定こども園化であるため1号認定の定員を設定し募集することについては、相応の説明が必要であると考ええる。決定に当たっては、地区の人口動態やニーズ調査などの明示が必要であると考ええる。
質問 25	多くの公立保育施設が定員を下回っていることを鑑みれば、浜松市立のこども園を創設する際の定員数は閉園する保育施設に実際に通う園児の人数に応じて設定するべきと考えるが、現在の定員設定の基準はどうなっているのか。

【市の考え方】その他

幼児教育・保育の保障の観点から、一定数の市立園は必要であると考えています。

また、幼保連携型認定こども園については、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、普及に取り組むことが望ましいとされていることから、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられるよう、幼稚園機能の定員の設定が必要であると考えています。

ただし、幼稚園機能の定員設定については、地域の状況を踏まえたうえで、私立園の状況を考慮して設定するほか、新規入園児の募集の実施等についても今後検討してまいります。

質問 26	佐鳴台保育園の定員が140人であることに對し、追加する幼稚園定員が6人とする根拠は何か。
質問 27	佐鳴台保育園には140人園児がおり、幼稚園の6名が追加されるということか。保育園140人の中で幼稚園6名に変更される者がいるということか。
質問 28	佐鳴台保育園において、現在の定員140人に加え幼稚園定員を6名にということであった。保育園としての定員が140人なのに幼稚園の定員が6名というのは、このアンバランスはどう理解したらよいか。将来的に保育園の人が幼稚園に上がるということではなく、周辺の幼稚園にたくさんの人が行くということを前提とした定員か。

【市の考え方】その他

新築中の園舎で受け入れ可能な定員が146人です。保育所機能の定員については、現在の佐鳴台保育園の在園児数を考慮し、佐鳴台保育園の現在の定員を維持してまいります。

幼稚園機能の定員については、受け入れ可能な定員(146人)から保育所機能の定員(140人)を差し引いた人数としています。

質問 29	佐鳴台こども園の幼稚園定員6人は今後増えるのか。
質問 30	佐鳴台こども園について、保育所機能の利用者が幼稚園機能への移行を希望した場合や定員数以上の子どもが幼稚園機能の利用を求めた場合はどうなるか。

【市の考え方】その他

面積基準により6人が幼稚園機能として受け入れ可能な定員の上限となるため、幼稚園定員を増やすことや定員以上の受け入れを予定しておりませんが、幼稚園機能の利用を希望する者が定員を超える場合は、市で定める選考基準に基づき選考する予定です。

質問 31	佐鳴台保育園の在園児の中で、親の就労状況が変わった場合の幼稚園の受け皿という趣旨か。
質問 32	幼稚園の定員が6人と記載されているが、現在、保育園に通う子どもが幼稚園に通いたいことになった場合の対応は可能なのか。

【市の考え方】その他

幼稚園機能の定員に空きがあれば、保育所機能から幼稚園機能へ移行できます。子どもにとっては、環境を変えずに、通い慣れた同じ園に通い続けることができます。

保護者の就労状況等が変わり、保育の要件を満たさなくなった場合の幼稚園機能の受け皿という役割があると考えています。

第6条 休園日及び開園時間（3件）

提案 4	浜松市立幼稚園園則と同様に、規則第7条に幼稚園の休業日の目安を入れてはどうか。
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）」に係る「浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（案）」の一部を修正し、休業日の内容を明記してまいります。

《修正内容》 浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

[修正前]

（休業日）

第7条 幼保連携型認定こども園の1号認定子どもにおける休業日は、前条の他に、市長が別に定める。

[修正後]

（休業日）

第7条 幼保連携型認定こども園の1号認定子どもにおける休業日は、次のとおりとする。

(1) 市長が別に定める期間において園長が定める学年始休園日、夏季休園日、冬季休園日及び学年末休園日

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める日

質問 33	「規則で定める」とあるが、規則は園が設置されるたびに改正、公表されるということか。
質問 34	開園時間、利用時間帯が示されていますが、今後、園ごとに設定するということか。理由を示してほしい。

【市の考え方】その他

施設の追加等があれば、規則を改正し、別表を変更します。開園時間や利用時間帯についても、現在の施設の状況に応じて、施設ごとに設定する予定です。

第7条 使用料（3件）

提案 5	規則第9条の使用料の金額について、現行の公立園の金額によって決定しているようであるが、認定こども園とすることで、施設の機能が向上するのであるから、民間園の平均と同額にすべきではないか。他政令市では1回ではなく1時間100円等と設定されている。他市の状況を参考にして民間園との不必要な価格面での競合は避けていただきたい。
要望 38	1号認定の預かり保育に係る費用と2号認定の延長保育料が同じ時間帯で異なっているので、もっと分かりやすい図などで表記してほしい。
質問 35	第3条（2）（4）に一時預かり事業があり、無償化による支援、児童福祉法に規定する事業であると思うが、金額をあらわせばわかると思う。1号認定と2号認定に違いが出てくるのか。これも法を基に、表わしていただくと分かりやすいと思う。

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）」に係る「浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（案）」の一部を修正いたします。

幼児教育・保育の無償化について、月の預かり保育利用日数に450円を乗じた額が、月額の上限額であることを踏まえ、市立幼稚園と同様の水準とするため、次のとおり修正し、料金体系は、今後分かりやすく、保護者の皆様へ周知することを検討してまいります。

なお、認定こども園の設置において、機能の向上を図ることが一つの目的ではありますが、市立幼稚園及び市立保育所と同様の事業を実施することから、増額することは予定しておらず、市立幼稚園及び市立保育所と均衡を図った使用料の設定としています。

《修正内容》浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

[修正前]

（使用料）

第9条 条例第7条第2号及び第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第3条第2号に掲げる事業のうち、法第7条第10項第5号に掲げる事業及び子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業に限る。） 次の表に定める額

区分	金額（1回につき）
別表第2における開所時間の始期から教育時間の始期まで	円 100
別表第2における教育時間の終期から午後4時30分まで	150
午後4時30分から別表第2における開所時間の終期まで	100

[修正後]

(使用料)

第9条 条例第7条第2号及び第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第3条第2号に掲げる事業のうち、法第7条第10項第5号に掲げる事業及び法第59条第10号に掲げる一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業に限る。） 次の表に定める額

区分	金額（1回につき）
別表第2における開所時間の始期から教育時間の始期まで	円 100
別表第2における教育時間の終期から午後4時30分まで	150
午後4時30分から午後5時30分まで	<u>100</u>
午後5時30分から別表第2における開所時間の終期まで	<u>100</u>

第8条 使用料の減免（0件）

第9条 使用料の不還付（0件）

第10条 損害賠償の義務（0件）

第11条 委任（7件）

提案6	規則第8条（利用の申し込み）について、不承諾、承諾取り消しは前提としていないか。そのような事案が予想される場合は明示すべきだと考える。
-----	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）」に係る「浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（案）」の一部を修正し、市立幼稚園と同様に入園の承諾に係る内容を明記いたします。

《修正内容》 浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

[修正前]

(利用の申込み)

第8条 幼保連携型認定こども園を利用しようとする者の保護者は、市長に利用の申込みをし、その承諾を得なければならない。

[修正後]

(利用の申込み)

第8条 幼保連携型認定こども園を利用しようとする1号認定子どもの保護者は、入園願（第●号様式）を市長に提出しなければならない。

2 園長は、前項の規定により入園願の提出があった場合において、当該幼児の入園が可能と判断したときは、当該幼児の入園を承諾するものとする。

3 幼保連携型認定こども園を利用しようとする法第19条第2号及び同条第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2・3号認定子ども」という。）の保護者は、市長に利用の申込みをし、その承諾を得なければならない。

要望 39	市民は幼保連携型認定こども園で行う事業で特定教育・保育を受けることになる。使用料などは、現在の「浜松市立幼稚園条例」「浜松市立保育所条例」を維持する。面積等は認定こども園の設置基準がありそれを満たす必要があるともある。人的な基準はどうなるのか。国の基準では保育教諭以外の職員配置が示されている。併せて、事業の詳細や佐鳴台こども園における保育士免許のみのパート職員の配置についても示していただきたい。また、市長が必要と認める事業についても示してほしい。他市の条例や施行規則の中に配置基準や面積、食事の提供などの運営に関するところもある。
要望 40	配置基準を明記してほしい。認定こども園では日々登降時間が子どもによって様々になる。預かり保育で幼稚園の子ども達が夏休み等の長期保育が必要になったり、日々の保育で突然預かることになったりが予想される。保護者から様子を聞かれた時にしっかり答えられるように、又、子ども達の安全のために（いつ登園し、いつ帰ったかをしっかり把握したり、遊んでいる様子を見守ったり等）3歳児以上のクラスの複数担任制を実施していただきたい。
要望 41	配置基準を明記してほしい。保育士の配置基準が見直され、認定こども園と保育園、幼稚園と配置基準が異なるが良い方の基準に合わせてほしい（認定こども園では登降園時間が子どもによって異なり、どの子どもも安心して過ごせるために丁寧に関わる人的環境が大切になる）
要望 42	施設基準もきちんと明記してほしい。
要望 43	副園長、教頭、主任保育教諭、養護教諭、栄養教諭は現在の公立保育園、幼稚園にその職務はないが、必要な職員の種類を表記してほしい。

【市の考え方】その他

「浜松市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」第3条による「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等に基づき、認定こども園を設置、運営するため、原案のとおりとします。

要望 44	佐鳴台こども園での3学期制に合わせたカリキュラム等が必要なのか等、教育・保育を行う上での要綱を示してほしい。
----------	--

【市の考え方】その他

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を行います。

その他（16件）

要望 45	現在、公立幼稚園に子どもがお世話になっている。満3歳児は意思表示も少しずつできてきて、動きも活発になるので色々な経験をさせてあげたい。私自身子どもの為に何をしてあげられるのだろう、今日何もせずに過ごしたと悩んでいたのも、満3歳児クラスがあったら良かったなと思う。そして、保護者の方が園に通わせながら信頼して(子どもを知ってくれている先生)相談できる場所になるのではないかなと思う。色々なところに相談できる機関はあるが、中々そのような機関に足を運ぶには抵抗がある。子どもの実際の生活をしっかり分かっている方に相談できることは、保護者の方の安心になると思う。
要望 46	認定こども園化が難しい幼稚園でも、満3歳児クラスの設立は可能だと聞いている。小規模園、周りにこども園や保育園がない地域では住民の切実な願いとなっており、園の存続に直結する。急ぎ検討していただきたい。市全体のバランスが大切なのは理解しているが、地域によって状況が大きく違う場合は、臨機応変な対応が必要ではないだろうか。
要望 47	認定こども園化、満3歳児クラスの前段階として職員の増員、特にクラス兼任ではないフリー主任の確保をお願いしたい。複式学級が行われている園では、主任及び担任という形はかなり無理があり、こども園化するにあたり、障害になりうる。現状の問題解決も同時に取り組む必要があるのではないかな。

【市の考え方】今後の参考

認定こども園の幼稚園機能における満3歳児の受け入れについては、市立幼稚園における実施も踏まえて、地域の需給状況や私立園への影響を考慮し、検討してまいります。

要望 48	保護者が不安なく預けられるように説明も行ってほしい。説明会も必要だと思う。
要望 49	条例（案）に解説がありますが、条例の内容把握が難しいので、詳細の説明文を冊子とするなど、一般の市民が分かるようにしてほしい。
要望 50	全体的に条例なので致し方ないが、解説がなければ何を意味しているのか分かりづらいので、もう少し法の要約を入れたらどうか。
要望 51	条例、施行規則ともに、一般子育て市民には難しすぎるので、解説をさらに分かりやすくした冊子やパンフレットを作成し、特に佐鳴台保育園の保護者にはしっかりと説明責任を果たしてもらいたい。
要望 52	公立園なので広く市民からの意見を求めた条例に基づき設置されることは理解するが、法令の中にも、また事業内容にも専門的な用語が多く意見が出しづらい印象がある。

【市の考え方】今後の参考

利用する児童の保護者に対しても丁寧な説明を心掛けてまいります。認定区分や料金体系など、一般的に難しいと捉えられる内容については、分かりやすい説明や資料の作成に留意し、重要事項説明書等に記載することで、保護者への周知を図る予定です。

要望 53	子ども人権の配慮に関する条項も入れてほしい。
----------	------------------------

【市の考え方】その他

こども基本法や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの人権に配慮し、教育・保育を行うことから、原案のとおりとします。

質問 36	拠点園は決定したら公に発表されるのか？
質問 37	既存の市立幼稚園と市立保育所を統廃合して認定こども園化する場合、保育園の施設を使用することが多いとすると、拠点園とならなかった市立保育所は減少していくということか。
質問 38	認定こども園になると拠点園になるのか。

【市の考え方】その他

拠点園は、「浜松市立幼稚園・保育園の拠点園及び基幹園（モデル園）の選定について」において市のホームページで公表しています。

認定こども園化については、効果・課題を検証した上で、今後の計画を検討してまいります。

既存の市立幼稚園や市立保育所が認定こども園になる場合、地域の中心的な施設となることが想定されることを踏まえ、拠点園設定の有無を検討してまいります。

質問 39	認定こども園になった場合、保育園の場合は、親が仕事をしている方がほとんどであるため車で送り迎えになると思うが、幼稚園との機能が一緒になった時に送り迎えがどうなるのか興味がある。知り合いの保護者に聞いたところ、歩いて認定こども園の幼稚園部に通っているという話を聞いた。いわゆる送り迎えの部分についてどのようなになっているのか教えてほしい。
----------	--

【市の考え方】その他

市立の認定こども園における幼稚園機能及び保育所機能のいずれの児童も、自動車又は徒歩など、任意の方法における保護者の送迎を予定しています。

質問 40	佐鳴台保育園は何人のスタッフで運営しているのか。また、認定こども園となると何人増えるのか。
----------	---

【市の考え方】その他

現在の佐鳴台保育園は、約30人の職員で運営しています。認定こども園化による人員の変動について、幼稚園機能の定員が少なく、施設全体の定員は大幅に増加しないため、職員の大きな増員はないものと想定しています。

質問 41	幼保連携型認定こども園は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併せ持つ職員が必要になる。最近の方は両方持っていると思うが、従来からそれぞれの園で勤務してきたベテラン職員は、両方の資格を持っていないことが想定される。両方の資格取得を促す方策は考えているのか。
----------	--

【市の考え方】その他

現在の市立幼稚園及び市立保育所の幼稚園教諭及び保育士の多くが、両方の資格を持っていることを確認しており、両方の資格取得を促す方策については、検討しておりません。

質問 42	近所の公立幼稚園は園児が少なく、バスの送迎もない。かなり小規模で運営している。地域によっては、受け入れ人数が多いところも少ないところもあるが、格差をこれからどうしていくのか。
----------	---

【市の考え方】その他

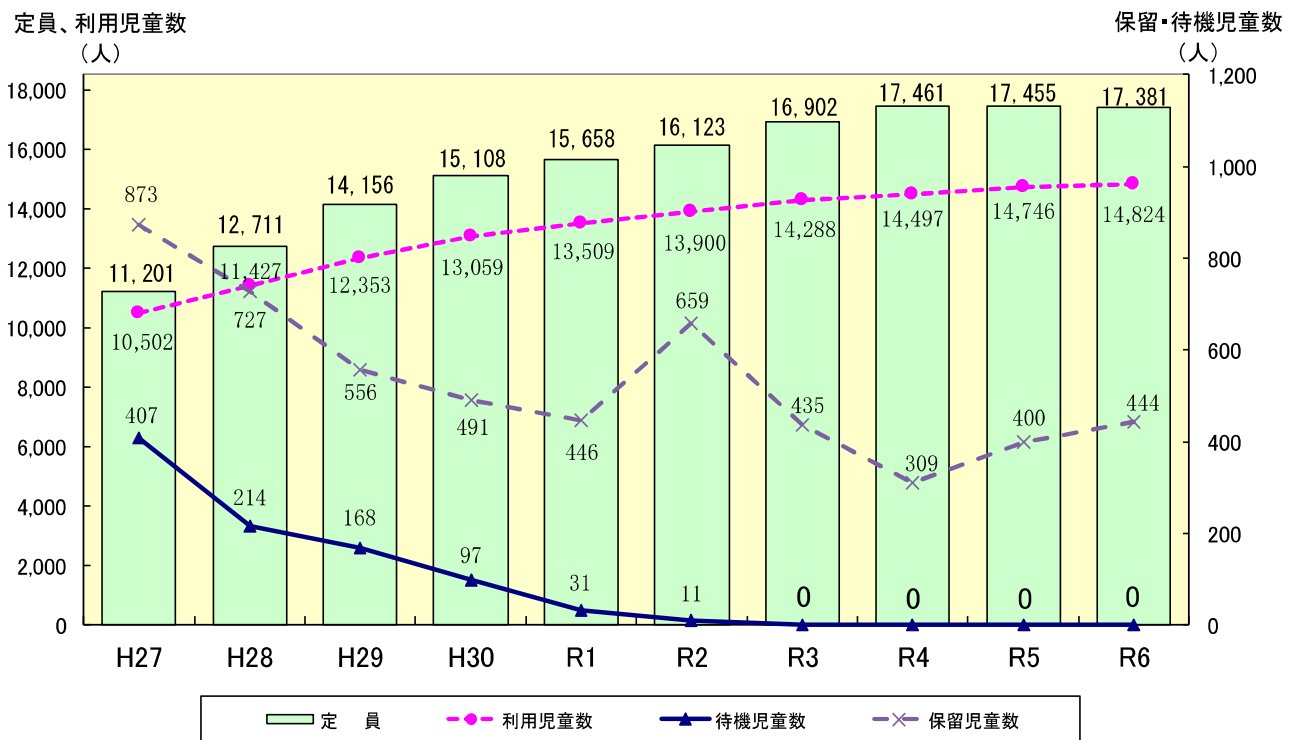
市立幼稚園によっては、園児数が減少し、集団での学びが難しい園があります。方針に基づき、統廃合が難しい園においては、集団での学びを補完するため、他園や小学校との交流事業などの充実を図ってまいります。

令和６年４月保育所等利用待機児童数について

１ 待機児童数の算出根拠

区 分	令和６年４月	令和５年４月	前年対比
申込児童数（１） （うち新規）	15,268 人 (2,535 人)	15,146 人 (2,479 人)	122 人 (56 人)
利用児童数（２） （うち新規）	14,824 人 (2,091 人)	14,746 人 (2,079 人)	78 人 (12 人)
保留児童数（３）＝（１）－（２）	444 人	400 人	44 人
待機児童除外対象児童数（４）	444 人	400 人	44 人
待機児童数（３）－（４）	0 人	0 人	0 人

２ 待機児童数・保留児童数等の推移（各年度４月１日現在）



（単位：人）

区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	前年対比	H27 比
待機児童数	407	214	168	97	31	11	0	0	0	0	0	△407
定員数	11,201	12,711	14,156	15,108	15,658	16,123	16,902	17,461	17,455	17,381	△74	6,180
申込児童数	11,375	12,154	12,909	13,550	13,955	14,559	14,723	14,806	15,146	15,268	122	3,893
利用児童数	10,502	11,427	12,353	13,059	13,509	13,900	14,288	14,497	14,746	14,824	78	4,322